

国民健康保険からのお知らせ

国保税第1期の納期限は 7月31日(金)です

問合せ 国保年金課国保係

国保税の納期内の納付をお願いします

国保税は、皆さんの医療費に充てる大切な財源です。納めない人がいると助け合いの仕組みが成り立たなくなります。納期限内に忘れずに納めましょう。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証で 窓口負担が軽くなります

限度額適用認定証などは前年中の所得に応じて自己負担限度額を決定するため、毎年8月に最新の所得情報で更新されます。

限度額適用認定証が必要な場合は、国保年金課で申請してください。

限度額適用認定証とは

医療費の窓口負担が自己負担限度額（食事代や差額ベッド代などを除く）までとなる認定証です。
※国保税を滞納していると限度額適用認定証の交付は受けられません。

標準負担額減額認定証とは

入院時食事代の自己負担分が減額される認定証です。市民税非課税世帯のみ発行できます。

納付は簡単便利な口座振替で

国保税は原則口座振替による納付をお願いしております。口座振替を希望する人は通帳と届出印（銀行印）を持参し、市内金融機関または税務課の窓口にお越しください。

口座振替の手続きをしていない人は納付書でも納められます。

※国保税の口座振替の新規申込みは、申込日の2か月後より引き落としが始まります。

国民健康保険高齢受給者証の更新 今年は薄だいたい色の証です

70～74歳の人の国民健康保険高齢受給者証は、前年中の所得に応じて、医療費の自己負担割合を決定するため、毎年8月に更新します。

7月下旬に新しい高齢受給者証（薄だいたい色）を自宅に郵送します。内容を確認し、大切に保管してください。

高齢受給者証とは

医療機関に支払う自己負担割合を記載したもので、受診する際に保険証と高齢受給者証の両方を窓口で提示してください。なお、医療費が高額となった場合は、この証を医療機関に提示することで窓口での自己負担額が限度額までとなります。



平成27年度の国保税の改定について

○課税限度額が引き上げられます

中間所得層の国保税負担の軽減を図るため、医療分と後期高齢者支援金分の課税限度額がそれぞれ1万円ずつ、介護分は2万円引き上げとなり、年税額の課税最高額が合計85万円となりました。

課税限度額（年税額の課税最高額）	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
	52万円	17万円	16万円

○国保税軽減対象の範囲が拡大されます

平成27年度の地方税法税制改正により、均等割・平等割（5割軽減および2割軽減）の軽減判定所得の基準が見直され、国保税軽減対象となる範囲が拡大されました。

軽減は、世帯主（国保加入者でない世帯主も含む）および国保の被保険者・特定同一世帯所属者全員に所得の申告がある世帯に適用されます。所得を申告していない世帯には軽減制度が適用されません（申告義務のない非課税の人でも、国保では申告が必要となります）。

軽減を受けるために申請の必要はありません。あらかじめ軽減適用した金額で国保税が課税されます。

軽減割合	軽減基準となる所得金額
5割	同一世帯の世帯主および国保加入者と特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額が {基礎控除額33万円+26万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)} 以下の世帯
2割	同一世帯の世帯主および国保加入者と特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額が {基礎控除額33万円+47万円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)} 以下の世帯

※特定同一世帯とは、後期高齢者医療制度への加入により国保の資格を喪失し、その喪失日以降も継続して同一の世帯に所属する人です。